

## 加盟団体規程（登録及び大会参加規程）

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）並びに一般社団法人神奈川県野球連盟（以下「県連」という。）の登録規程に基づき、各種大会に参加しようとするチームの登録について定める。

第2条 全軟連、県連、一般社団法人大和市野球連盟（以下「当法人」という。）または大和市が主催する各種野球大会に参加しようとするチームは、所定の様式に従い毎に従い毎年度登録をしなければならない。

第3条 登録の時期、方法について

- (1) 前年度参加したチームは申込期間内に団体登録申請書（様式3）に従い毎年度登録をし、各大会の開催要項に定める登録料、参加料及びその他必要な各種負担金を添えて行う。
- (2) 新規に参加希望するチームは新規加入申し込み書（様式2）を提出し、理事会の承認を得て、上記(1)と同様の手続きを行う。

第4条 参加しようとするチームは次の要件を備えていなければならない。

- (1) チーム名称は日本文字（漢字、かな、カタカナ）で11文字以内か、ローマ字で文3字（大文字でアルファベット読み）以内とする。（既に登録されている名称及び類似名称での登録はできない。）□
- (2) チームは大和市内に本拠（チーム所在地）を置き、選手は神奈川県内に在住（住民登録）、または大和市内に勤務する社会人、学生生徒で編成する。
- (3) チーム構成員の数は選手兼任の監督、スコアラー、マネージャーを含めて12名以上30名以内とする。
- (4) 登録するチーム又はチームを構成する代表者、監督、コーチ、及び競技者「選手」は一つの末端支部、チームのみ登録することができる。
- (5) 一般チームは、A級、B級、C級、D級、壮年級、シニア級、還暦級とする。
- (6) 育成部に所属するチームは、中学生年齢層の者で編成するチーム（少年チーム）と小学生年齢層の者で編成するチーム（学童チーム）とする。
- (7) 学童チームに関する詳細は、「少年（学童）野球に関する規程」によるものとする。
- (8) 少年及び学童チームは、成人の責任者を必要とする。
- (9) 次の者は、登録することはできない。ただし団体の登録又は大会の参加を抹消した場合は、登録することができる。
  - ア 学生生徒で連盟以外の組織に登録している者。
  - イ 少年または学童チームで、硬式ボールを使用している団体に登録、又は大会に参加している者。

(10) 選手登録変更は5月末日までとし、所定の方法にて申請を行い、10日後に有効とする。

第5条 不正登録、不正出場したチームは失格とする。

(1) リーグ戦に於いて

ア 試合中に発覚の場合、直ちに没収試合とし、相手チームに勝利を与える。

イ 試合終了後に発覚の場合、該当試合対戦相手チームに勝利を与える。

(2) トーナメント戦に於いて

ア 試合中に発覚の場合、直ちに没収試合とし、相手チームに勝利を与える。

イ 試合終了後に発覚の場合、次の試合の対戦相手チームに勝利を与える。

ウ 決勝戦終了後に発覚の場合は、準優勝チームを優勝とする。

(3) 不正を行ったチームに対し、懲戒規程に定める処分を科すことができる。

第6条 チームが次に掲げる事項に違背するか犯したときは、審査委員会の審査を経て理事会の裁定または県連の裁定に従い、チームとその構成員に対し、懲戒規程に定める処分を科すことができる。

(1) 野球規則に従って審判員が下したあらゆる裁定に対して、これに従わなかったとき。

(2) 大会の秩序を乱し、試合の進行を著しく阻害するか、野球の正しい発展を阻害する言動を行ったとき。競技者以外のチーム関係者の場合も同様とする。

(3) 当法人を代表するチームが、大会を棄権したとき。但し、天災、集団罹病、交通事故など不可抗力によって出場が不可能と認められたときはこの限りではない。当法人主催の大会も同様とする。

(4) 第5条、第6条に違反したとき。

(5) その他、当法人の名誉を著しく傷つけたとき。

第7条 本規程に規定された事項以外で、当法人の事業に重大な影響を及ぼす事項の執行については、理事会の議を経なければならない。

附則 この規程は、令和3年1月1日より施行する。

附則2 この規程は、令和5年1月1日より施行する。

附則3 この規程は、令和6年1月1日より施行する。

附則4 この規程は、令和7年1月1日より施行する。